

ひじゃばしだより

～沖縄県介護保険広域連合～

8月7日は「立秋」

全国的に猛暑が続く日本列島。立秋は「秋の気配が立つ日」とされますが、立秋を過ぎても暑い気候のことを残暑と呼んでいます。近年は残暑期間中が最も暑い時季となるようです。

第三者行為求償とは

交通事故等の第三者が起こした行為（第三者行為）が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化して、介護給付が必要となった被害者（被保険者）が介護サービスを利用した場合、その費用は、加害者である第三者が負担すべきものとなります。

第三者の行為が原因で沖縄県介護保険広域連合が保険給付を行った場合、介護保険法第21条第1項の規定に基づき、その保険給付額を限度として、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を保険者である沖縄県介護保険広域連合が取得し、沖縄県介



護保険広域連合が負担した保険給付費を加害者に損害賠償請求（第三者行為求償）することとなります。

第三者行為求償の手続き

第三者行為求償に該当する場合、被保険者の方は沖縄県介護保険広域連合へ届出が必要です。

交通事故などにより要介護状態になったり、状態が悪化するなどし、第三者行為求償に該当する可能性がある場合には、市町村介護保険担当窓口（または沖縄県介護保険広域連合総務課）にご相談ください。

下記QRコードから届出書等がダウンロードできます。届出書等を市町村介護保険担当窓口または沖縄県介護保険広域連合へ提出後、沖縄県介護保険広域連合による第三者行為求償の要件等の確認を経て、第三者側（加害者・損害賠償保険会社等）と沖縄県介護保険広域連合から求償事務を委託された沖縄県国民健康保険団体連合会が損害賠償の交渉を行います。



申請書はこちらから⇒



熱中症に注意を！！

暑い日々が続いており、熱中症にも注意が必要な季節となっています。

熱中症は高温多湿な環境、汗をかくことでの体温調節等がうまくできず、熱がこもった状態のことを言います。外だけでなく、室内で何もしていない時でもおこる場合があります。

熱中症患者の約半数は65歳以上の高齢者です。高齢になると暑さや水分の不足に対する感覚が乏しくなり、体温の調整機能も低下していきますので注意が必要です。

熱中症を予防するために

- ・屋外では日傘や帽子的着用、こまめな休憩。
- ・屋内では室温をこまめに確認し、エアコンなどでの温度を調節。
- ・屋外や室内でも、喉の渇きを感じなくともこまめな水分補給を心がけましょう。



▶▶次回の電子版広報誌は令和7年11月発行予定